

プロポーザル実施要領

1 プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名
「中間市学童保育所業務委託」
- (2) 業務内容
「中間市学童保育所業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務履行期間
令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 業務履行場所
別表1のとおり

2 選定・評価方式

- (1) 公募型プロポーザル方式
- (2) 評価方式(詳細は、12 評価方法を参照)
提案書、プレゼンテーション及び見積価格による総合評価方式

＊プロポーザル参加事業者が1事業者である場合においても、上記方式による評価を行います。なお、選定の結果、提案が一定の基準に満たないと判断された場合には、委託予定事業者の決定を行わないこともあります。

3 参加資格について

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の11第1項において準用する第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者でないこと。
- (3) 令和7年11月17日時点で、中間市競争入札参加資格を有する者であること。
- (4) 参加表明書の提出の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を市から受けていない者又は受けることが明らかなでない者であること。
- (5) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)及び暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過しない者並びにこれらの統制下にある者でないこと。
- (6) 市が要求する機能や要件等を満たすサービスを提供できること。
- (7) 過去3年間に於いて本業務と同種又は類似する業務実績があること。

4 業者選定スケジュール

選定に係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	期 日
プロポーザル参加申込書の提出期限	令和7年11月10日(月) ～令和7年11月17日(月)
質問受付期間	令和7年11月10日(月) ～令和7年11月17日(月)
質問回答期限	令和7年11月21日(金)
企画提案書提出期限	令和7年11月28日(金)
プレゼンテーションおよびヒアリング	令和7年12月16日(火)
業者決定通知	令和7年12月22日(月)

5 提出書類について

(1) 「プロポーザル参加申込書」(様式1)

所定の「プロポーザル参加申込書」(様式1)及び「事業者概要」(様式2)に必要な事項を記入し、市役所1階のこども未来課子育て係まで1部提出すること。提出方法は、持参又は郵送(簡易書留など)によること(郵送の場合は、令和7年11月17日(月)必着)。提出期間内に「プロポーザル参加申込書」の提出がなされなかった場合は、不参加とみなすものとする。なお、「プロポーザル参加申込書」提出時に中間市競争入札参加資格を有していない場合は、市役所別館4階の契約課で入札参加資格審査申請を行うこと。また、参加申請後辞退をする場合は、辞退届(様式3)を1部提出すること。

(2) 「企画提案書」(様式6)

- ・「11 企画提案書作成要領」の要件を満たす提案書に提案書表紙(様式6)を付し、7部(原本1部、写し6部)を提出すること。
- ・提出方法は、こども未来課子育て係まで持参又は郵送とする。なお、提出期限は、令和7年11月28日(金)とする。

(3) 「見積書」及び積算根拠詳細内訳書(様式7)

見積書(1部)を作成し、企画提案書と共にこども未来課子育て係に提出すること。作成にあたっては、「10 見積もり要領」の要件を満たすものとする。

(4) 「業務実績書」(様式5)

業務実績書(1部)を作成し、企画提案書とともに提出すること。

6 質問及び回答について

本業務委託に係る質問については、電子メール(様式4)にて質問内容を簡潔にまとめ、提出することとし、電子メールの表題は、「中間市学童保育所業務委託に関する質問」とすること。なお、質問内容・回答については、公平を期すため、「プロポーザル参加申請書」(様式1)にて届出された各事業所メールアドレスに一斉送信するものとする。質問期限は、令和7年11月17日(月)までとする。

7 瑕疵がある場合について

参加事業者の提出書類もしくは提出期限に瑕疵があることが判明した場合は、その内容を選定者が審議し、その取り扱いについて決定するものとする(参加事業者にはヒアリングを行う場合もあり)。また、その瑕疵が重大または悪質であり、公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、すでに決定した事項を取り消し得るものとする。

8 失格条件について

参加事業者または受託者と決定した事業者、提案書作成に係る不正行為が認められた場合、参加資格または受託者の決定を取り消すことがあるものとする。

9 契約について

契約は以下のとおり行うものとする。

- (1) 最優秀提案事業者と契約に至らなかった場合には、次点の提案事業者と契約を前提に協議を行うものとする。
- (2) 委託予定事業者は、委託予定事業者決定の日から令和8年3月31日までの間を開設準備期間とし、令和8年2月に予定されている小学校入学予定者及び保護者への学校説明会に同席を行うものとする。なお、開設の準備に要する費用は、委託予定事業者の負担とする。

10 見積もり要領

見積もりは、「見積書」(様式7)により行うものとする。なお、見積もりにあたっては、以下の点に注意すること。

- (1) 令和8・9・10年度の3年分を合算し、本市が示している委託範囲に基づき見積もりを行うこと。
- (2) 「見積書」(様式7)中の「3 積算根拠詳細内訳書」については、別表2 学童保育所別想定入所者数の「名称(支援の単位)」ごとにそれぞれの内訳書を作成すること(別紙にて作成し添付可)。
- (3) 別表2 学童保育所別想定入所者数の「予想児童数」をもとに積算を行うこと。その際、減免を考慮せず、通常料金で積算すること。
- (4) 見積もりは、「15 上限価格について」に留意し、税抜きにて作成すること。

11 企画提案書作成要領

提案書は、「中間市学童保育所業務委託仕様書」に基づき作成を行うこと。なお、提案書の構成は以下のとおりとする。

- (1) 一般事項評価
 - 1 事業者の運営方針
 - ・本業務委託の背景・目的を踏まえ、提案の概要を記すこと。
 - ・事業者の運営方針及び運営体制を記すこと。
 - ・学童保育の意義や児童の育成についての基本的な考えを記すこと。
 - 2 経営状況
 - ・事業者の財務状況について記すこと。
 - (財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)でも構わない。)
 - 3 受託実績及び業務体制
 - ・国・他自治体での同等業務の受託実績について、発注者、対象人数、期間、業務範囲等を具体的に記すこと。
 - ・事業者全体の運営体制及び学童保育所の平常時における支援員の配置人数について記すこと。
 - ・支援員の管理体制について記すこと。
 - ・業務フロー図、業務マニュアルの整備について記すこと。
- (2) 技術評価
 - 1 危機管理体制
 - ・不審者乱入時の対応体制について記すこと。
 - ・保育上の事故発生時の対応と予防体制について記すこと。
 - ・個人情報保護及び守秘義務について記すこと。
 - 2 衛生管理
 - ・児童の安全・健康・衛生についての考え方を記すこと。
 - ・児童の健康維持、感染症や食中毒の予防対策を記すこと。
 - 3 支援員等の雇用に対する待遇
 - ・支援員等の人選基準について記すこと。
 - ・支援員の雇用条件、勤務体制、休暇について記すこと。
 - ・現支援員の継続雇用についての考え方や地元採用計画について記すこと。
 - 4 支援員等の資質向上のための計画
 - ・支援員の人材育成の方法について記すこと。
 - ・長期間にわたって人材を確保するための方法について記すこと。
 - ・支援員間の共通理解を確保する体制について記すこと。
 - 5 保育内容
 - ・学童保育の充実のための方策について記すこと。
 - ・成長段階に見合った働きかけを記すこと。
 - ・特別な支援を要する児童に対する取組を記すこと。
 - 6 保護者対応

- ・保護者の要望や苦情に対する方策について記すこと。

7 学校及び地域との連携

- ・学校及び地域と連携する計画について記すこと。
- ・地域活動や学びの場との連携についての提案を記すこと。

(3) 加点となる取組の評価

特色のある取組

- ・自由なアピールを記すこと。

(4) 提案見積額の評価

提案見積金額の妥当性、経費削減のための取組

12 評価方法

- 1 評価は、提案書、プレゼンテーション及び見積価格の総合評価により行い、最も得点の高い事業者を委託予定事業者(最優秀提案者)として1者選定する。
- 2 評価点は最高100点とする。内訳として企画提案審査(配点80点)と金額評価(配点20点)とする。
- 3 企画提案審査は、項目ごとの審査員による評価ポイントの平均値を採用する。金額評価は、 $\text{得点} = \text{配点} \times (\text{最低見積価格} \div \text{当該見積価格})$ とする。(小数点以下切り捨て)
- 4 企画提案審査の参加者が1者の場合であっても、審査会を開催し、選定を行う。なお、評価点が総合計の60%(60点)を下回る場合は、その企画提案を採用せず、失格とする。

13 評価項目及び評価ごとの配点

(1) 評価項目及び評価項目ごとの配点は、以下のとおりとする。

No	評価項目	配点
1	事業者の運営方針	5点
2	経営状況	5点
3	受託実績及び業務体制	10点
4	危機管理体制	10点
5	衛生管理	5点
6	支援員等の雇用に対する待遇	5点
7	支援員等の資質向上のための計画	5点
8	保育内容	10点
9	保護者対応	5点
10	学校及び地域との連携	10点
11	特色のある取組	10点
12	見積価格	20点
合 計		100点

(2) 得点化方法

各項目を次に示すA～Eまでの5段階評価を行い、得点化方法により得点を付与する。

評価	評価内容	得点化方法
A	極めて良好	配点 × 100%
B	良好	配点 × 80%
C	普通	配点 × 60%
D	やや不十分	配点 × 40%
E	不十分	配点 × 20%

14 プレゼンテーション(企画提案書説明)要領

プレゼンテーション(企画提案書説明)は以下の要領で行うこと。

- (1) プレゼンテーションへの参加人員は3名までとする。
- (2) 所用時間は30分程度を目安とすること。
プレゼンテーションは、企画提案書の項目順(「11 企画提案書作成要領(1)一般事項評価から(4)提案見積額の評価」の順に行うこと。
- (3) 提案書の各項目についての説明を終えたあと、15分程度の質疑応答を行うものとする。
- (4) プレゼンテーションは「Microsoft PowerPoint」等を用いて行うこと。
- (5) プレゼンテーションに使用する必要機材のうち、プロジェクター、スクリーンについては、当市にて用意するものとする。(その他については、各自にて用意すること。)

15 上限価格について

本業務委託の提案上限価格は、別表3のとおりとする。

16 審査結果の通知

審査結果は、次により通知・公表する。

- (1)選定結果については、各提案者に文書で通知する。
- (2)委託候補者の名称を中間市ホームページに公表する。

17 その他・留意事項

- (1) 本実施要領に記載がない事項については、双方協議のうえ、これを定めるものとする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出書類受付後の書類の差し替え・返却・再提出は認めないものとする。
- (4) 参加事業者からこの実施要領に基づき提出される書類の著作権は、作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、市に帰属する。採用不採用に関わらず、市は本プロポーザルの報告、公表等のため必要な場合は、提出書類等の内容が無償で使用できる。
- (5) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、中間市情報公開条例(平成12年中間市条例第16号)に基づき提案書を公開することがある。

18 実施要領等の交付に関する事項

実施要領等の交付は、中間市ホームページ上で行う。

(実施要領及び各種申請書類は、中間市ホームページからダウンロード可)

事務局

〒809-8501 福岡県中間市中間一丁目1番1号

中間市役所こども未来課 子育て係 担当者 奥迫

TEL:093-246-6248 FAX:093-244-0579

電子メール:kodomomiraika@city.nakama.lg.jp

別表1 中間市内各学童クラブ

名 称	場 所
中間学童保育所	中間市長津一丁目 26 番 1 号 中間市立中間小学校余裕教室
底井野学童保育所	中間市大字上底井野 825 番地 中間市立底井野小学校余裕教室

別表2 学童保育所別想定入所者数

名称(支援の単位)	予想児童数
中間学童保育所	50
底井野学童保育所	45

別表3 上限価格

	契約日～令和11年3月31日までの 上限価格(税抜き)	単年度の上限価格 (税抜き)
中間学童保育所	16,968,000	5,656,000
底井野学童保育所	17,358,000	5,786,000

※本業務は、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 2 条第 3 項第 2 号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 6 条第 1 項に規定する消費税非課税事業に該当する。

(様式1)

年 月 日

中間市長
福田 浩 様

所在地
事業者名
代表者氏名

印

プロポーザル参加申請書

募集のありました中間市学童保育所業務委託プロポーザル方式に関し、下記の必要書類を添えて、参加申請します。

なお、参加資格要件のすべてを満たすとともに、本申込書及び添付書類の内容について、事実と相違ないことを誓約します。

記

必要書類
・事業者概要

(様式2)

年 月 日

中間市長
福田 浩 様

所在地
事業者名
代表者氏名

印

事 業 者 概 要

1 会社概要

会社名			
本社所在地			
設立年月	年 月	従業員数(人)	人
資本金	千円	売上金	千円
		(最新年度)	年度
業務内容			
ホームページアドレス			
中間市を担当する支社(支店)名			

2 連絡担当者

氏 名		役 職	
所 属			
住 所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			

(様式3)

年 月 日

中間市長
福田 浩 様

所在地
事業者名
代表者氏名 印

プロポーザル参加辞退届

この度、中間市学童保育所業務委託プロポーザル方式への参加を辞退したく届出します。

<連絡先>

- ① 担当者氏名及び役職
- ② 担当者所属
- ③ 住所
- ④ 電話番号
- ⑤ FAX番号
- ⑥ E-mail

(様式4)

業務委託仕様書等に関する質問書

年 月 日

中間市

こども未来課子育て係担当者 様

所在地
事業者名
代表者氏名
電話番号
FAX番号
E-mail

業務委託仕様書等に関する以下の事項を質問します。

(/)

No	質 問 事 項

※ 質問書提出期限 令和7年11月17日(月)まで

※提出先

中間市役所 こども未来課 子育て係 担当者 奥迫

電子メール:kodomomiraika@city.nakama.lg.jp

- プロポーザルについての質問は、本様式に質問を記載し、上記メールアドレスに送信して下さい。
- 回答については、すべての質問に対する回答を全参加事業者にメールにて送付致します。
- 委託に関する仕様について正確に把握し共通認識を持つため、細かい内容につきましてもメールにて回答します。ですので、当職員への直接の質問はご遠慮下さい。

(様式5)

業 務 実 績 書

受託先	1日の平均児童数	受託期間又は開設年月
(例)〇〇県〇〇市 □□□学童クラブ	約〇〇〇人／日	

※ 放課後児童健全育成事業に関する業務またはそれに類似する業務の履行実績があれば記載(最大3件まで)してください。

(様式6)

中間市
中間市学童保育所業務
企画提案書

1. 事業者名

2. 提出日 年 月 日

3. 提出部数 7部

年 月 日

中間市長 様

所在地
事業者名
代表者氏名

印

1 学童クラブの名称 ()

2 見 積 金 額

	億	千	百	十	万	千	百	十	円
金 額									

※本業務は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第3項第2号に規定する第二種社会福祉事業であり、消費税法(昭和63年法律第108号)第6条第1項に規定する消費税非課税事業に該当する。

3 積算根拠詳細内訳書

[illegible]

< 注意事項 >

- 1 見積金額の有効数字直前に「¥」を付すこと。
- 2 見積書には、消費税等を含まない金額で記入すること。